

## 「土佐れいほく博」ロゴマーク等の使用に関する取扱い要領

### (目的)

第1条 この要領は、土佐れいほく博（以下「れいほく博」という。）のロゴマーク、シンボルマーク、ロゴタイプ（以下「ロゴマーク等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (権限)

第2条 ロゴマーク等に関する一切の権限は、土佐れいほく博推進協議会（以下「協議会」という。）が所有する。

### (使用手続及び使用許可)

第3条 ロゴマーク等は、れいほく博をPRする場合に使用することができる。

2 お土産等営利を目的とした事業に、ロゴマーク等を使用するときは、あらかじめ別紙様式第1号による使用許可申請書を協議会会長（以下、「会長」という。）に提出し、許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、使用許可申請書を省略することができる。

- (1) 協議会（各団体の構成員も含む。）が使用する場合。
- (2) 交通機関、旅行会社等がれいほく博への誘客を目的とした旅行商品や記事に使用する場合。
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等の報道目的に使用する場合。
- (4) 個人等の営利等を目的としない使用のとき。
- (5) その他協議会が使用を適当と認めたとき。

3 会長は、使用許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、別紙様式第2号による使用許可書（もしくは、使用不許可書）により審査した結果を通知するものとする。

4 会長は、前項により許可する場合において、使用許可に対して許可条件を付することができる。

### (使用許可の期間)

第4条 ロゴマーク等の使用期間は、使用を承認した日から、申請期限最終日までを限度とする。ただし、最長で2019年12月25日までとする。

(使用許可の制限)

第5条 会長は、次のいずれかに該当するときは、ロゴマーク等の使用を許可しないものとする。

- (1) 「土佐れいほく博」の趣旨に反する可能性がある場合。
- (2) 法令及び公序良俗に反する可能性がある場合。
- (3) 宗教的行事、政治活動に使用する可能性がある場合。
- (4) 別紙「土佐れいほく博」ロゴマーク使用等ガイドに違反する場合。
- (5) ロゴマーク等を正しい使用方法に従って使用しない可能性がある場合。

(使用許可の変更)

第6条 使用者は、許可内容に変更が生じるときは、別紙様式第3号による使用許可変更申請書を会長に提出し、改めて使用許可を受けなければならない。

(使用許可の終了及び取消)

第7条 会長は、第3条による許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第3条による申請内容と異なる場合。
- (2) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合。

3 会長は、使用者が前項の規定により使用許可を取り消され、これによって使用者が損失を受けることがあっても、その補償の一切の責任を負わない。

(使用実態の調査)

第8条 会長は、使用を許可したロゴマーク等の使用状況について、調査をすることができる。  
使用者は会長から要請を受けた場合は、ロゴマーク等の使用実態を報告しなければならない。

(使用料)

第9条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(目的外利用、権利譲渡及び商標登録等の禁止)

第10条 使用者は第2条による許可を受けた事項以外の目的にロゴマーク等を使用し、または、その権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

2 ロゴマーク等に関しては、国内外を問わず商標、意匠等の登録出願はできない。

(損失補償等の責任)

第11条 協議会は、ロゴマーク等の使用に係る損失の補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。